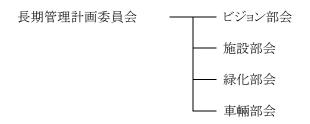
# 長期管理計画委員会運営規準

設定 平成 15 年 5 月 18 日 最終改定 令和 4 年 1 月 8 日

この規準は「長期管理計画委員会細則」を補完し、具体的な運用方法を定めたものである。

#### (1) 長計委員会の組織

長期管理計画委員会の組織は以下のとおりとする。



### (2) 長期管理計画委員会の構成と役割

- ■委員会の構成は以下のとおりとする。
  - ・委員長 1名 (年度の第1回委員会で委員の互選により選出)
  - ・委員 直近2年の理事長と副理事長又は総務理事 専門知識をもつ組合員で,理事長が指名した者 各部会の部会長
  - ・事務局 理事会の副理事長と総務理事(リーダー)
- ■委員会は下記事項を検討し,理事会に報告する。
  - ① 管理組合の長期マネジメント計画の策定及び更新
  - ② 管理組合費,修繕積立金などの長期的な資金計画
  - ③ 管理組合規約
  - ④ 自治会との連携及び業務分担に関する事項
  - ⑤ 委員会の下に設置されている部会の取りまとめ
  - ⑥ 理事長より要求された検討事項

### (3) ビジョン部会の構成と役割

- ■部会の構成は以下のとおりとする。
  - ・部会長 1名 (年度の第1回部会で委員の互選により選出)
  - ・委員 直近2年の理事長と副理事長又は総務理事 組合員で理事長が指名した者
  - 事務局 理事会の総務担当理事
- ■部会は下記事項を検討し,長期管理計画委員会に報告する。
  - ① GT4 の長期ビジョンの策定及び更新
  - ② 長期管理計画委員会より要求された検討事項

### (4) 施設部会の構成と役割

- ■部会の構成は以下のとおりとする。
  - ・部会長 1名 (年度の第1回部会で委員の互選により選出)
  - ・委員 直近2年の営繕担当理事 専門知識をもつ組合員で,理事長が指名した者
  - •事務局 理事会の営繕担当理事
- ■部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。
  - ①建物及び外構に対する長期修繕計画の策定及び更新
  - ② 専有部分の補修・改修・模様替えなどの運営方法の検討
  - ③ 修繕積立金の資金計画の検討
  - ④ 施設の計画的なメンテナンス計画の検討
  - ⑤コンサルタントとの定期的な情報交換
  - ⑥ 営繕担当理事に対する助言
  - ⑦長期管理計画委員会より要求された検討事項

### (5) 緑化部会の構成と役割

- ■部会の構成は以下のとおりとする。
  - ・部会長 1名(年度の第1回部会で委員の互選により選出)
  - ・委員 直近2年の植栽担当理事 専門知識をもつ組合員で,理事長が指名した者
  - 事務局 理事会の植栽担当理事
- ■部会は下記事項を検討し,長期管理計画委員会に報告する。
  - ① 長期緑化計画の策定及び更新
  - ② 剪定, 伐採, 植栽計画の検討
  - ③ 植栽管理契約業者の評価と選定
  - ④ コンサルタントとの定期的な情報交換
  - ⑤ 植栽担当理事に対する助言
  - ⑥ 長期管理計画委員会より要求された検討事項

## (6) 車輛部会の構成と役割

- ■部会の構成は以下のとおりとする。
  - ・部会長 1名(年度の第1回部会で委員の互選により選出)
  - ・委員 直近2年の駐車場担当理事 専門知識をもつ組合員で,理事長が指名した者
  - 事務局 理事会の駐車場担当理事
- ■部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。
  - ① 長期的な駐車場管理運営に関する検討
  - ② 駐車場利用料金及び修繕積立金に関する資金計画の検討
  - ③ 機械式駐車場の存続に関する検討
  - ④ バイク置場及び自転車置き場の管理・運営に関する検討
  - ⑤ 団地内での車輛の通行, 駐停車ルールの検討
  - ⑥ 駐車場担当理事に対する助言
  - ⑦ 長期管理計画委員会より要求された検討事項